

物 件 目 録

一 大阪市西区九条南二丁目一六番一三号「サンライトエコー境川店」店舗内に設置された通信カラオケ機器一式（受信・再生・配信装置）、リモコン装置、アンプ、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー等のカラオケ関連機器一式

二 大阪市大正区鶴町二丁目七番七八号「サンライトエコー大正店」店舗内に設置された通信カラオケ機器一式（受信・再生・配信装置）、リモコン装置、アンプ、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー等のカラオケ関連機器一式

三 大阪市住之江区御崎一丁目一番一九号「サンライトエコー住之江店」店舗内に設置された通信カラオケ機器一式（受信・再生・配信装置）、リモコン装置、アンプ、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー等のカラオケ関連機器一式

四 神戸市須磨区白川台六丁目一二番一号「サンライトエコー白川店」店

舗内に設置された通信カラオケ機器一式（受信・再生・配信装置）、リ
モコン装置、アンプ、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカ
ー等のカラオケ関連機器一式

遅延損害金目録 一

金四八、九五八、五七〇円のうち、

金三八、二七〇円に対する平成二年一月一日から、各金七四、一六〇円
に対する平成二年二月一日から平成三年八月一日まで各月一日から、金一
七九、四一〇円に対する平成三年九月一日から、各金二一〇、一二〇円に
対する平成三年一〇月一日から平成四年九月一日まで各月一日から、金二
一二、四五〇円に対する平成四年一〇月一日から、各金二八〇、一六〇円
に対する平成四年十一月一日から平成五年七月一日まで各月一日から、金
三二二、六八〇円に対する平成五年八月一日から、各金三四六、〇八〇円
に対する平成五年九月一日から平成九年四月一日まで各月一日から、各金
三五二、八〇〇円に対する平成九年五月一日から平成九年八月一日まで各
月一日から、金六五一、五二〇円に対する平成九年九月一日から、各金七
九三、八〇〇円に対する平成九年一〇月一日から平成一一年七月一日まで
各月一日から、金四、〇〇〇、〇〇〇円に対する平成一一年七月二九日からいず

れも支払済みに至るまで年五分の割合による金員

遅延損害金目録 二

金四八、九五八、五七〇円のうち、

金三八、二七〇円に対する平成二年一月一日から、各金七四、一六〇円
に対する平成二年二月一日から平成三年八月一日まで各月一日から、金一
七九、四一〇円に対する平成三年九月一日から、各金二一〇、一二〇円に
対する平成三年一〇月一日から平成四年九月一日まで各月一日から、金二
一二、四五〇円に対する平成四年一〇月一日から、各金二八〇、一六〇円
に対する平成四年十一月一日から平成五年七月一日まで各月一日から、金
三二二、六八〇円に対する平成五年八月一日から、各金三四六、〇八〇円
に対する平成五年九月一日から平成九年四月一日まで各月一日から、各金
三五二、八〇〇円に対する平成九年五月一日から平成九年八月一日まで各
月一日から、金六五一、五二〇円に対する平成九年九月一日から、各金七
九三、八〇〇円に対する平成九年一〇月一日から平成一一年七月一日まで
各月一日から、金七、〇〇〇、〇〇〇円に対する平成一一年七月二九日から

、
い
ず
れ
も
支
払
済
ま
で
年
五
分
の
割
合
に
よ
る
金
員

(別紙1)

1 サンライトエコー境川店の使用料算定

(ビデオカラオケ、1部屋の定員が10名までの部屋21室、1部屋の定員が10名を超え30名までの部屋6室)

①平成3年8月8日から平成9年3月31日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 室}) \times 1.03$ (消費税3%加算) = 135,960 円

②平成9年4月1日から平成9年8月10日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 138,600 円

③平成9年8月11日から平成11年6月30日までの月額使用料

$(9,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 311,850 円

これにより、途中での利用や月の途中で変更があるときは按分して算定する等して各月の具体的な金額を算定すると

平成3年8月 金105,250 円

平成3年9月1日から平成9年3月31日まで

金135,960 円 $\times$ 67か月 = 金9,109,320 円

平成9年4月1日から平成9年7月31日まで

金138,600 円 $\times$ 4か月 = 金554,400 円

平成9年8月 金255,960 円

平成9年9月1日から平成11年6月30日まで

金311,850 円 $\times$ 22か月 = 6,860,700 円

(小計 金16,885,630円)

(別紙 2)

2 サンライトエコー大正店の使用料算定

(ビデオカラオケ、1部屋の定員が10名までの部屋17室)

①平成4年9月30日から平成9年3月31日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 室}) \times 1.03 \text{ (消費税 3 \% 加算)} = 70,040 \text{ 円}$

②平成9年4月1日から平成9年8月10日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)} = 71,400 \text{ 円}$

③平成9年8月11日から平成11年6月30日までの月額使用料

$(9,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)}$

$= 160,650 \text{ 円}$

これにより、途中での利用や途中で変更があるときは按分して算定する等して各月の具体的な金額を算定すると

平成4年9月 金2,330 円

平成4年10月1日から平成9年3月31日まで

金70,040円×54か月＝金3,782,160 円

平成9年4月1日から平成9年7月31日まで

金71,400円×4か月＝金285,600 円

平成9年8月 金131,850 円

平成9年9月1日から平成11年6月30日まで

金160,650 円×22か月＝3,534,300 円

(小計 金7,736,240 円)

(別紙 3)

3 サンライトエコー住之江店の使用料算定

(ビデオカラオケ、1 部屋の定員が 10 名までの部屋 16 室)

①平成 5 年 7 月 12 日から平成 9 年 3 月 31 日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室}) \times 1.03 \text{ (消費税 3 \% 加算)} = 65,920 \text{ 円}$

②平成 9 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 10 日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)} = 67,200 \text{ 円}$

③平成 9 年 8 月 11 日から平成 11 年 6 月 30 日までの月額使用料

$(9,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)} = 151,200 \text{ 円}$

これにより、途中での利用や途中で変更があるときは按分して各月の具体的な金額を算定すると

平成 5 年 7 月 金 42,520 円

平成 5 年 8 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで

金 $65,920 \text{ 円} \times 44 \text{ か月} = 2,900,480 \text{ 円}$

平成 9 年 4 月 1 日から平成 9 年 7 月 31 日まで

金 $67,200 \text{ 円} \times 4 \text{ か月} = 268,800 \text{ 円}$

平成 9 年 8 月 金 124,100 円

平成 9 年 9 月 1 日から平成 11 年 6 月 30 日まで

金 $151,200 \text{ 円} \times 22 \text{ か月} = 3,326,400 \text{ 円}$

(小計 金 6,662,300 円)

(別紙 4)

4 サンライトエコー白川店の使用料算定

(ビデオカラオケ、1 部屋の定員が 10 名までの部屋 16 室、1 部屋の定員が 10 名を超え 30 名までの部屋 1 室)

①平成元年 12 月 16 日から平成 9 年 3 月 31 日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.03 \text{ (消費税 3 \% 加算)} = 74,160 \text{ 円}$

②平成 9 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 10 日までの月額使用料

$(4,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)} = 75,600 \text{ 円}$

③平成 9 年 8 月 11 日から平成 11 年 6 月 30 日までの月額使用料

$(9,000 \text{ 円} \times 16 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05 \text{ (消費税 5 \% 加算)} = 170,100 \text{ 円}$

これにより、途中での利用や途中で変更があるときは按分して各月の具体的な金額を算定すると

平成元年 12 月 金 38,270 円

平成 2 年 1 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで

金 $74,160 \text{ 円} \times 87 \text{ か月} = 6,451,920 \text{ 円}$

平成 9 年 4 月 1 日から平成 9 年 7 月 31 日まで

金 $75,600 \text{ 円} \times 4 \text{ か月} = 302,400 \text{ 円}$

平成 9 年 8 月 金 139,610 円

平成 9 年 9 月 1 日から平成 11 年 6 月 30 日まで

金 $170,100 \text{ 円} \times 22 \text{ か月} = 3,742,200 \text{ 円}$

(小計金 10,674,400 円)